

事業計画概要書に対する知事意見書

30 長地環第 153 号
平成 31 年 (2019 年) 2 月 7 日株式会社明幸
代表取締役 小野 哲也 様

長野県長野地域振興局長

平成30年12月25日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書 (一般廃棄物処理施設兼産業廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処分業の新規許可)

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社明幸 代表取締役 小野哲也 長野県上水内郡飯綱町芋川 5520 番地	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上水内郡飯綱町大字芋川字前山 7119 他	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (以下「施行令」という。) 第 5 条第 2 項に規定する一般廃棄物最終処分場兼施行令第 7 条第 14 号ハに規定する産業廃棄物管理型最終処分場	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	○一般廃棄物 燃え殻、ばいじん、プラスチックごみ (石綿含有一般廃棄物を含む。)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有一般廃棄物を含む。)、熔融スラグ、ゴムくず ○産業廃棄物 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉋さい、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん、法施行令第 2 条第 13 号に規定する産業廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	埋立面積 約 16,000 m ² 埋立容量 約 245,000 m ³	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 飯綱町芋川区 中野市南永江区、北永江区、梨久保区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第 2 の 1 (4)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 飯綱町長、中野市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	飯綱町芋川区	
	日時	第 1 回 平成 31 年 2 月 3 日 (日) 午後 7 時から 第 2 回 平成 31 年 2 月 6 日 (水) 午後 7 時から

場所	芋川防災センター（飯綱町大字芋川 1531-2）
中野市南永江区	
日時	第1回 平成31年2月10日（日）午後3時から 第2回 平成31年2月17日（日）午後3時から
場所	南永江地域交流センター（中野市永江 305-1）
中野市北永江区	
日時	第1回 平成31年3月3日（日）午前9時から 第2回 平成31年3月10日（日）午前9時から 第3回 平成31年3月17日（日）午前9時から
場所	北永江集会場（中野市永江 3697-1）
中野市梨久保区	
日時	平成31年3月24日（日）午後3時から
場所	永江堤神社（中野市永江）

2 知事意見

<p>(1) 周辺地域の範囲についての意見</p>	<p>ア 飯綱町赤東区も処理施設敷地境界から 1km の範囲内に含まれるため、周辺地域に含めることが適当と考えます。</p> <p>イ 中野市長及び地元区長から、処理施設建設工事中における日向沢川、谷沢川への水質の影響が想定され、その下流にあたる中野市穴田区、替佐区、毛野川区も周辺地域に含めることが適当との意見がなされています。中野市穴田区、替佐区及び毛野川区も周辺地域とするよう配慮してください。</p> <p>ウ 事業計画概要書に添付されている「位置図」、「基本計画案平面図」及び「周辺区域の範囲図」に記されている処理施設の位置に相違が見られるので、修正してください。その結果、処理施設敷地境界から 1km の範囲内に信濃町が含まれる場合には、信濃町の該当地域を周辺地域の範囲とすることが適当と考えます。</p>
<p>(2) 関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見</p>	<p>ア (1)アの理由により、飯綱町赤東区の次の①又は②の者も関係住民に含めることが適当であると考えます。 ①住所若しくは居所又は事務所事業場を有する者 ②農業、林業又は漁業を営む者</p> <p>イ (1)イの配慮の結果、中野市穴田区、替佐区及び毛野川区が周辺地域となった場合には、当該地域の次の①又は②の者も関係住民に含めることが適当であると考えます。 ①住所若しくは居所又は事務所事業場を有する者 ②農業、林業又は漁業を営む者</p> <p>ウ (1)ウの修正の結果、信濃町の一部の区域が周辺地域となった場合には、信濃町長は関係市町村長に、当該地域の次の①又は②の者は関係住民に含めることが適当であると考えます。 ①住所若しくは居所又は事務所事業場を有する者 ②農業、林業又は漁業を営む者</p> <p>エ 北信州土地改良区永田支部は、周辺地域内の日向沢川及び</p>

	<p>谷沢川から取水しているため、北信州土地改良区永田支部に所属する組合員も関係住民に含めることが適当と考えます。</p> <p>オ 北信漁業協同組合は、周辺地域を流下する斑尾川（谷沢川及び斑川）において漁業を営んでいるため、当該組合員も関係住民に含めるよう配慮してください。</p>
<p>(3)事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見</p>	<p>ア 事業計画概要説明会開催に当たっては、条例の規定及び「廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺地域への説明会の実施に関する指針」を踏まえ、条例第 36 条の規定による事業計画概要説明会開催通知書による通知以降に、適切な周知期間及び開催回数を確保した説明会を開催することが適当と考えます。</p> <p>また、開催日時及び開催場所については、あらかじめ関係者と十分調整した上で説明会を実施してください。</p> <p>イ 飯綱町赤東区に係る説明会について、事前に当該地域の関係者と説明会の開催日時、開催場所について十分調整をした上で実施してください。</p> <p>ウ (1)イの配慮の結果、中野市穴田区、替佐区及び毛野川区が周辺地域となった場合には、当該地域に係る説明会について、事前に当該地域の関係者と開催日時、開催場所について十分調整をした上で実施してください。</p> <p>なお、毛野川区については、区長から、開催日時・場所は南永江区での説明会と同じとしてほしい旨の意見がありました。</p> <p>エ (1)ウの修正の結果、信濃町の一部の地域が周辺地域となった場合には、当該地域に係る説明会について、事前に地域の関係者と開催日時、開催場所について十分調整をした上で実施してください。</p> <p>オ 中野市南永江区長から、開催時間を各午後 3時から午後 2時に変更し、説明会の開催回数を 3回としてほしい旨の意見がありましたので、十分調整の上実施してください。</p> <p>カ 中野市梨久保区長から、3月 24日の開催時間を午後 3時から午後 2時に変更してほしい旨の意見がありましたので、十分調整の上実施してください。</p> <p>キ 北信州土地改良区永田支部に所属する組合員も関係住民となることから、当該組合員が説明会に出席できるよう十分調整してください。</p> <p>ク 飯綱町長から、次の①、②の意見が出されています。</p> <p>①芋川区及び赤東区においては、高齢者のみの世帯で区の範囲も広いため、対象住民が可能な限り多く参加できるよう、会場への送迎や複数会場、複数日時での開催について配慮を求めます。</p> <p>②説明会の開催日程について、処理施設を設置する場所である飯綱町芋川区からの開催を求めます。</p>